

1
Jan.衛生
トピックス

今月のテーマ:

2021年を振り返って

今月は「2021年を振り返って」と題し、昨年の主な食品衛生に関わる事項や新型コロナウイルス感染症についての行政動向等をご紹介します。

2021年を振り返って

昨年の主な行政動向等を以下に示します。(青色は新型コロナウイルス感染症に関することです。)

1月	「第2回緊急事態宣言」を1月7日に発出 1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、1月8日から2月7日までの期間、4都県での実施として「緊急事態宣言」が発出された。期間延長や実施区域変更がなされ、多い時で11都府県で実施され、最終的には3月21日に終了となった。
2月	新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付けを「新型インフルエンザ等感染症」に変更 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)が2月3日に改正され(2月13日施行)、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更された。指定感染症は最長2年の期限であったが、期限の定めなく対策を講じられるようになった。 食品衛生法に基づく「営業届出」の食品衛生申請等システム(電子申請)による受け付け開始 食品衛生法の改正により6月1日から始まる、営業届出制度の食品衛生申請等システム(電子申請)による受け付けが2月15日より開始された。(営業許可申請は6月1日から運用。) 
3月	消費者庁「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会」が始まる 食品添加物の不使用表示については、「食品添加物表示制度に関する検討会」で令和元年度末に取りまとめた報告書において、食品表示基準に規定された表示禁止事項に該当するか否かのメルクマールとなるガイドラインを新たに策定することが提案されており、3月4日に第1回の「食物添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会」が開催された。12月9日までに検討会は7回開催され、「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン(案)」が示された。 食品表示基準改正、玄米及び精米の表示制度の産地・品種・産年の表示について7月から変更 3月17日に「食品表示基準」が改正され、玄米・精米の表示の産地・品種・産年について、7月から、農産物検査による証明を受けていない場合でも、表示事項の根拠資料を保管することで、表示可能となった。また、表示確認方法についても、任意で表示できるようになった。  飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策のポイントが示された 緊急事態宣言解除後においても、これまでの経験を踏まえた取組が重要であることから、飲食店を選ぶ際のポイントと各職場で取り組みたいポイントが内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より示された。(3月22日付 事務連絡「飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ」) 保健所の食品衛生監視員による、食品等事業者の監視指導等の適合性を評価する「食品衛生監視票」が改正された 6月1日から、全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理を実施することとなり、それに伴い保健所の食品衛生監視員による食品等事業者の監視指導等の適合性を評価する「食品衛生監視票」が3月26日に改正された(6月1日以降使用)。
4月	初めて「まん延防止等重点措置」の適用が4月1日に発表された 4月1日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、4月5日から5月5日までの期間、3府県での実施として「まん延防止等重点措置」の適用が発表された。期間延長や実施区域変更がなされ、期間中33都道府県で実施され、最終的には9月30日に終了となった。 「第3回緊急事態宣言」を4月23日に発出 4月23日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、4月25日から5月11日までの期間、4都府県での実施として、「緊急事態宣言」が発出された。期間延長や実施区域変更がなされ、多い時で21都道府県で実施され、最終的には9月30日に終了となった。
5月	農林水産省が「みどりの食料システム戦略」を策定 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」が、5月12日に農林水産省より策定され、2050年までに目指す姿や取組方向、具体的な取組等が示された。 厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う食品添加物製剤たる高濃度エタノール製品の使用について」が示された 5月31日付で厚生労働省より、食品等に関連する施設、店舗等において、やむを得ない場合に限り、エタノール濃度が原則70～83vol%の範囲内であること(70vol%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用しても差し支えない)、含有成分に、メタノールが含まれないものであることの要件を満たす食品添加物エタノール製品を、食品等事業者の責任において手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えないこと等が示された。 

6月1日より、「HACCPに沿った衛生管理」の本格施行、新たな「営業許可・届出制度」「食品リコール情報の報告制度」開始

食品衛生法等の改正により、原則全ての食品等事業者には「HACCPに沿った衛生管理」の実施が、令和2年6月1日から求められていたが、1年間の経過措置期間が5月31日に終了し、6月1日から本格施行となった。
新たな「営業許可・届出制度」と「食品リコール情報の報告制度」は、6月1日より施行された。

食品安全委員会が「アレルギーを含む食品(卵)」に係る食品健康影響評価を行い、評価書を取りまとめた

食品安全委員会では、「アレルギーを含む食品」を自らの判断で行う食品健康影響評価の対象とし、6月8日に「アレルギーを含む食品(卵)」について評価結果を取りまとめ、「現在の食物アレルギー表示制度は、「卵」についてはおおむね妥当である」と判断した。



6月

マスクの日本産業規格(JIS)が制定された

日本にはマスクに対する公的な規格・基準は整備されていなかったが、マスクの性能及びその試験方法についての標準化を図ることを目的として、6月16日にマスクに関するJISが制定された。



食品安全委員会が、食品健康影響評価のためのリスクプロファイル「鶏肉等におけるCampylobacter jejuni/coli(改訂版)」を公表

食品安全委員会において平成30年5月に、食品健康影響評価のためのリスクプロファイル「鶏肉等におけるCampylobacter jejuni/coli」が公表されたが、食品安全委員会が実施した食品健康影響評価技術研究の成果を踏まえ、6月16日に改訂版が公表された。

8月

消費者庁がプラントベース食品等の表示に関するリーフレットとQ&Aを公表

大豆や小麦など植物由来の原材料を使用し、肉、卵、ミルク、バター、チーズなどの畜産物や水産物に似せて作られているプラントベース食品が増加しており、消費者庁はプラントベース食品等の表示に関するリーフレットとQ&Aを公表した。



9月

国内で初めてゲノム編集食品の販売が始まる

ゲノム編集の技術により、特定の遺伝子の塩基配列を変化させて、その遺伝子が担う性質が改良された「ゲノム編集食品」として国内で初めて、9月15日にトマトが販売された。
9月17日には、ゲノム編集食品の2例目としてマダイが厚生労働省と農林水産省に届出が受理され、世界初のゲノム編集の動物性食品となる。



厚生労働省より「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」が示された

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法については、「独立行政法人製品評価技術基盤機構」(NITE)において有効性の評価が行われているが、次亜塩素酸水を空間噴霧して使用することについて問合せが多く寄せられていることにより、厚生労働省よりQ&Aが示された。(10月21日付 事務連絡「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」)

10月

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて実施していた食品表示法に基づく食品表示基準等の弾力的運用が12月31日に終了

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準等の弾力的運用について、12月31日をもって終了する旨の通知が10月26日に発出された。

〔廃止通知〕令和2年4月10日付

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について(消費対第691号、2消費第217号、健が第0410第1号)

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた製造所等及び製造所固有記号の表示の運用について(消費表第141号)

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた米トレーサビリティ法の弾力的運用について(2消費第226号、消費対第712号)

11月

「二酸化炭素濃度測定器の選定等に関するガイドライン」を策定

経済産業省と産業用ガス検知警報器工業会が、新型コロナウイルス感染症防止対策として「換気の悪い密閉空間」を改善することを目的に、換気が十分に行われているかどうかを確認するための方法として二酸化炭素濃度測定器が使用される場合において、測定器の選定において最低限要求される仕様等の基準を定めるガイドラインを策定し、11月1日に公表された。

「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」が示された

新型コロナウイルス感染症対策本部より11月12日付で「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」が示され、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保、国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復について取り組みが示された。

密封包装食品製造業の許可の対象から除外される食品が追加された

食品衛生法施行規則が11月18日に改正され、「密封包装食品製造業」の許可を要しない食品が追加された。新たに省令に追加された食品を密封包装する場合は、営業届出が必要となる。

(2021年12月24日までの情報により作成)

サラヤの衛生管理総合 WEB サイト

sanitation



WEBサイトでも解説!
スマホで手軽に見られます。

スマホで情報GET!



注目!
topics

衛生管理ガイド シーズン到来!! ノロウイルス対策できていますか?

ノロウイルス対策のまとめサイト! 現場で役に立つ情報をまとめ配信!

<http://pro.saraya.com/sanitation/>

サラヤ 食品衛生

検索

SARAYA
<https://pro.saraya.com/sanitation/>

サラヤ株式会社
東京サラヤ株式会社

衛生学術課 mail ▶ sanitation@saraya.com
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-6-1 食品衛生センタービル4F